

久喜市文書取扱規程の一部を改正する訓令

久喜市文書取扱規程（平成２２年久喜市訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「久喜市組織規則（平成２２年久喜市規則第５号）」を「久喜市組織規則（令和６年久喜市規則第１４号）」に改める。

第１５条第５号中「久喜市事務専決規則（平成２２年久喜市規則第８号。以下「事務専決規則」という。）」を「久喜市事務専決規則（令和６年久喜市規則第１５号。以下「事務専決規則」という。）」に改める。

別表第１中しょうぶ会館の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第１しょうぶ会館の項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。